

2013 年 3 月 21 日

知的財産戦略本部
知的財産による競争力強化・国際標準化専門調査会
へのメモランダム

一橋大学教授 相澤英孝

1. 現状認識について

現在、日本の特許出願数、意匠出願数、商標出願数は減少してきている。知的財産推進計画の策定にあたっては、このような厳しい状況を認識しなければならない。

2. 推進計画の基本について

日本の将来は、ビジネスの発展にかかっているのであり、そのためには、知的財産制度を狭い範囲に限定することなく、広くニッポン・ビジネスの発展へインセンティブを与える制度にしなければならない。

制度改革にあたっては、日本の知的財産制度の魅力を押し上げることを考えなければならない。国際化も、日本の空洞化をもたらすものであってはならず、日本が重要な役割を果たせるように制度構築をしていかなければならない

3. 当面の政策について

制度全体の将来像を踏まえた政策設計をしていかなければならず、既存の制度に囚われた改革では、大きな将来的な発展は望めない。

平成 25 年度に予定されている特許法、意匠法、商標法の改正も、将来へ向かって、制度を抜本的に改めるものとはなっていない。早急に、将来への見直しを始めなければならない。

なお、特許庁は重要な役割を果たしているが、この役割を促進させるためには、職員の待遇を改善することが重要であって、職員数を維持するための政策は本末転倒である。

4. むすび

一日も早く、日本の知的財産制度の魅力を増進させるような政策がとられることを切に希望する。